盛岡市環境審議会委員を２名募集します

市では、市における環境保全及び創造に関する重要事項について調査審議するために「盛岡市環境審議会」を設置しています。

当審議会の現委員の任期満了に伴う委員改選にあたり、今後の環境施策に様々な視点からの御意見を反映させるため、市民の皆様から委員を公募します。本市の環境に興味や関心がある多くの方からの御応募をお待ちしています。

＜応　募　要　項＞

１　応募資格

次の要件をすべて満たす方

(1) 盛岡市に１年以上（令和８年 12 月１日現在）住んでいる方

(2) 平成 21 年３月１日以前に生まれた方（18 歳以上）

(3) 盛岡市のほかの審議会などの委員を委嘱されていない方

(4) 平日の日中に開催される会議（年２～３回程度）に出席できる方

２　任期

令和９年３月１日から令和 11 年２月 28 日まで

３　応募方法

(1) 応募用紙に必要事項を記入し、市環境企画課に郵送又は直接提出

(2) 市公式ホームページの応募フォームへ入力

４　募集期間

令和８年 12 月１日(火)から令和８年 12 月 28 日(月)まで

※　郵送の場合は、締切当日の消印有効

５　募集人員

２名　（書類選考により決定）

６　郵送・提出先及び問い合わせ先

〒020-8531　盛岡市若園町２番 18 号　盛岡市役所若園町分庁舎

盛岡市環境部環境企画課環境みらい係　電話：626-3754（直通）

盛岡市環境審議会の役割と委員の公募について

１　盛岡市環境審議会の役割について

盛岡市環境審議会は、市の環境保全及び創造に関する重要事項を調査審議するため、盛岡市環境基本条例に基づき市が独自に設置したものです。

環境審議会には、「地球・生活環境部会」と「自然・歴史環境部会」の２つの部会が設置されており、委員のみなさまはどちらかの部会に所属することとなります。

審議会の主な所掌事項は次のとおりです。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関すること。

(3) 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例第５条及び第８条により、その権限に属させられた事項に関すること。

ア　自然環境等保全計画の作成又は変更

イ　地区等（環境保護地区、保存建造物等）の指定、変更又は廃止

各部会の主な所掌事項は次のとおりです。

地球・生活環境部会　(1) 地球温暖化対策に関すること。

(2) 資源の循環的利用に関すること。

(3) 大気・水質等の生活環境の保全に関すること。

自然・歴史環境部会　(1) 自然環境の保全に関すること

(2) 歴史的環境の保全に関すること。

〈参考〉令和７・８年度の主な審議内容

・盛岡市環境基本計画の改定、盛岡市気候変動対策実行計画の改定、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画の改定

・前年度の環境施策の取組結果と市域の環境の状況に関する年次報告について　等

２　委員の公募について

審議会委員の公募は、より多くの市民の市政への参画を進めるため実施しています。

環境に関する事項は、身近な生活環境から、自然環境、地球環境まで広い範囲にわたる専門的知識の必要性とともに、施策への取組に市民感覚を十分に反映させる必要があります。

このことから、環境審議会においては、広く市民の皆さんの御意見を聴くために委員２人を公募しています。

３　会議の予定

令和９年度は年２回会議を開催する予定です。

このほかに、部会ごとに開催する場合もあります。